

博物館友の会 2024年8月例会

2024年8月24日(土)

函館市地域交流まちづくりセンター

稲荷山 忠

プレゼン「改正博物館法と登録博物館について」

I. 日本の博物館の現状:

- ・日本における種類別博物館数と博物館法で規定される登録博物館
- ・博物館の実状 ・博物館の仕事 ・博物館の活動 ・博物館の定義と種類

II. 改正博物館法の概要

- ・博物館法の目的及び博物館の事業の見直し
- ・博物館登録制度の見直し(登録要件、登録審査の手続きなど)
- ・その他の規定の整備(国・都道府県等教育委員会による研修の対象拡大など)
- ・経過措置
- ・博物館の登録に係る基準を定めるに当たっての参酌すべき基準

III. 法改正と市立函館博物館について考える

- ・経過措置期間内に新しい登録審査に合格すれば、登録博物館として継続できる。
また、新博物館についても同様。
- ・新しい登録審査基準は、博物館法施行規則を参酌して都道府県等教育委員会が定める。
- ・博物館事業の見直し
⇒デジタルアーカイブの作成と公開を、博物館が行う事業の一つとして新たに明確に位置付けて、取組を推進していく。
⇒博物館同士のネットワークや、博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、博物館が地域で多様な価値を発揮することを促していく。

以上